

(名称)

第1条 本会は動物愛護地方議員の会 (Animal Network Of City 略称: ANOC) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は代表の元に置く。

(目的)

第3条 本会の設立趣旨は、動物愛護法 (動物の愛護及び管理に関する法律) の理念に基づいた諸施策を地方行政において推進するため、趣旨に賛同する会員相互における情報交換、交流、政策研究等を通じて、動物愛護に係る諸施策の進展と実現化を図る等の活動を広く展開することにより、人と動物との共生社会の構築を目指すことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- (1) 会員相互間及び関係諸団体との連携強化
- (2) 本会目的の活動に関する運営及び政策立案への向上を図るための調査研究及び情報の収集
- (3) 地域団体等からの要請に伴う活動、催事への協力等
- (4) 総会の開催等運営に関する事務
- (5) 各議会における動物愛護行政に係る福祉・教育・地域社会・まちづくり政策への提言
- (6) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会員資格)

第5条 本会の会員は第3条の目的に同意し、第4条の活動に協力、賛同する者を以って組織し本会の主たる目的に反する会員はその資格を失うものとする。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。※平成28年8月22日改定

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 代表 | 1名 |
| 副代表 | 2名 |
| ブロック代表 | 若干名 (例: 北海道・東北・関東・近畿・四国・中国・九州など) |
| 事務局長 | 1名 |

(顧問及び相談役)

第7条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(総会等の開催)

第8条 総会及び役員会の開催

- (1) 総会は定期的を開催する
- (2) 総会及び役員会は、代表が必要と認めるとき、代表が招集する
- (3) 代表は本会を代表し会議の議長となり、一切の会務を統括する

(入会加入要件)

第9条 本会の入会希望者は原則、地方議員 (現職) とし、下記の条件を以って加入することができる。なお、入会金及び会費は無料とする。

- (1) 動物を愛し、不幸な動物たちを守りたい方

会 則 (案)

平成28年8月22日

- (2) のら猫や犬等の殺処分を減らしたい方
- (3) 議会での動物愛護に係る政策立案に取り組みたい方
- (4) 政党会派に関係なく超党派で取り組みたい方
- (5) その他動物愛護政策に関心のある方

(退会)

- 第10条 1. 会員は、第9条に定める加入要件を満たせなくなった場合、本人の意思表示を以って任意に退会することができる。
2. 退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

(個人情報の取り扱い)

- 第11条 1. 個人情報の利用目的について
収集した個人情報は、本人の許可なく基礎資料その他、当会で必要とされる作業の範囲内以外の目的では使用しない。
2. 個人情報の第三者提供について
収集した個人情報は、委託業務、法律上公的機関への届出・提出が必要な場合、及び事故等での緊急時を除いて第三者へ提供しない。
3. 個人情報の開示等について
収集した個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除の求めがあった場合には、すみやかに対応する。

附 則 会則第3条の目的を達成するために、会則の変更を余儀なくされた場合は、役員会または総会を開催し、改訂及び追加をすることができる。